平成２７年度医療安全管理チェックリスト（無床診療所）

（－医療事故等の防止対策を中心に－）

これは医療事故や院内感染を防止するため、組織、体制が整備され、適切に対策が実施されているかを点検するためのチェックリストです。

自己点検をしていただいた結果をもとに、保健所の立入検査において確認をさせていただきますので、内容を十分検討され、次の要領で記入してください。

医療安全管理チェックリスト記入要領

１　自己点検欄に、次の区分で該当する記号を記入してください。

記号	摘要
○	適正に実施している。（概ね９０％以上実施）
△	一部不適：ほぼ適正であるが、一部不適な部分がある。（概ね７０％以上実施）
×	不適：一部は実施しているが、不十分な場合を含む。
－	該当なし

２　調査項目中の（　　）や□には該当事項を記入又はチェックしてください。

３　備考欄に関連する法令、通知等を記載していますので参考にしてください。

参考　厚生労働省ホームページ（医療安全対策について）内の「法令･通知等」
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/index.html

施設名称	
作成者氏名	
作成年月日	平成　　年　　月　　日

参考　厚生労働省ホームページ（医療安全対策について）内の「法令・通知等」
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/index.html

調　査　項　目	自己点検	調査結果	備　　考
1　医療の安全管理のための体制確保			
医療に係る安全管理のための指針は整備されているか。 （最新の改訂　　年　　月）	1	1	規則１の１１、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号）
医療に係る安全管理のための職員研修を実施しているか。（他の機関が実施する研修を受講することで代替可能）　（年２回程度。） （最近の開催（受講）日　　年　　月　　日）	2	2	
医療事故発生時に速やかな報告及び指示が円滑に行われるよう手順を決め、職員への周知が図られている等、医療事故等の改善のための方策が講じられているか。	3	3	事例が無い場合には、マニュアル等で届出基準や手順などが決められているか。
2　院内感染防止			
（１）院内感染防止対策のための体制確保			
院内感染対策のための指針は策定されているか。 （最新の改訂　　年　　月）	4	4	規則１の１１、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号）
従業者に対する院内感染対策のための研修を実施しているか。（他の機関が実施する研修を受講することで代替可能）　（年２回程度） （最近の開催（受講）日　　年　　月　　日）	5	5	
感染症の発生状況を共有することで院内感染の予防やまん延を防止したり、院内感染が発生した場合の対応のマニュアルを整備する等、院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策を実施しているか。	6	6	
（２）　院内感染の標準的予防策の徹底			
感染対策に必要な防護用具（手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等）は適切に使用されているか。	7	7	「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」（平成19年5月8日厚生労働省医政局指導課）
手洗い及び手指消毒のための設備・備品を整備しているか。（速乾性アルコール消毒剤、ペーパータオル等）	8	8	
酒精綿は十分なアルコール濃度を保てるよう注意しているか。（使い切りのものを採用している。調製する場合はその都度必要量のみとし、綿・消毒薬の継ぎ足し等は行わない。汚染された手指、鑷子で取り出さない。等）	9	9	
使用済み注射針は直接感染性廃棄物保管容器に廃棄しているか。（リキャップはしていないか。）	10	10	

調　査　項　目	自己点検	調査結果	備　　考
3　医薬品に係る安全管理のための体制確保			
医薬品の安全使用のための責任者は配置されているか。 （　□院長　・　□その他（　　）） 11	11	11	規則１の１１、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号）
従業者に対する医薬品の安全使用のための研修は実施されているか。（必要に応じて実施、他の研修と併せても可又は他の機関が実施する研修を受講することで代替可能） （最近の開催（受講）日　　年　　月　　日） 12	12	12	
医薬品の安全使用のための業務に関する手順書が作成されており、手順書に基づく業務が実施されているか。 （最新の改訂　　年　　月） 13	13	13	
添付文書、その他の情報（緊急安全性情報、医薬品等安全性情報、メーカー等の提供情報、学会・学術雑誌等の情報等）を広く収集・管理し、必要な情報を迅速に周知徹底する等、医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策を実施しているか。 14	14	14	「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて」（平成19年3月30日付け医政総発第0330001号・薬食総発第0330001号）
4　医療機器に係る安全管理のための体制確保			
医療機器の安全使用のための責任者は配置されているか。 （　□院長　・　□その他（　　）） 15	15	15	規則１の１１、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号）、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点につて」（平成19年3月30日付け医政指発第00330001号、医政研発第0330018号） 薬事法第2条の8 厚生労働省告示第297号（平成16年7月20日）
従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を実施しているか。（新規導入時） （実施内容の記録）　（最近の実施日　　年　　月　　日） 16	16	16	
医療機器の保守点検について、使用説明書や添付文書に沿って適切に実施しているか。 （保守点検が必要と考えられる医療機器には、薬事法に規定する「特定保守管理医療機器」であって、パルスオキシメーター、医用電子血圧計、内視鏡用テレスコープ、歯科用パノラマＸ線診断装置などが含まれる） 17	17	17	
添付文書、取扱説明書等の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、管理を行う等、医療機器の安全使用を目的とした改善の為の方策を実施しているか。 18	18	18	

調　査　項　目	自己点検	調査結果	備　　考
5　感染性廃棄物			
（1）　廃棄物の処理			
感染性廃棄物は他の廃棄物と区別し、その保管場所には、関係者の見やすい箇所に取扱い注意事項を表示しているか。また、保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮しているか。	19	19	環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」平成21年5月改訂版 http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html』
感染性廃棄物は、廃棄時に蓋のついた容器に直接入れているか。 （やむを得ず施設内で容器への移し替えを行う場合は、飛散・流出しないよう十分に注意しているか）	20	20	
特別管理産業廃棄物収集運搬業者、処分業者との委託契約の際に、許可証（写）の許可品目（感染性廃棄物）、許可期限等を確認しているか。	21	21	医療関係機関等の廃棄物処理の手引き(名古屋市環境局事業部廃棄物指導課) http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000009434.html
委託業者から送付されてきた、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のＢ２票、Ｄ票、Ｅ票とＡ票を付き合わせることにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認し、Ａ票に受理日を記載しているか。また、マニフェストを５年間保存しているか。なお、電子マニフェストの場合にあっては、画面で確認しているか。	22	22	
6　その他			
（1）医療の情報の提供			
あいち医療情報ネット（医療法施行規則第１条の２第２項に規定する事項）により必要な報告をしているか。	23	23	「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月30日医政発第0330013号）
上記事項を診療所内において閲覧に供しているか。	24	24	
（2）　個人情報保護法への対応			
個人情報の利用目的を患者に周知しているか。（ポスターの掲示等）	25	25	個人情報の保護に関する法律第18条、第29条 「医療機関等における個人情報の適切な取り扱いについて」（平成17年12月27日付医政総発第1227001号・薬食総発第1227003号）
カルテ等診療情報の開示手続きの規定が整備されているか。	26	26	
（3）　歯科技工所の開設届等の確認への対応（歯科診療所のみ）			
歯科技工物の作成にあたって、歯科技工士法に基づく届出を行っている歯科技工所であることを確認した上で依頼を行っているか。	27	27	「歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について」（平成25年1月24日付医政歯発0124第1号）